

三豊市農業委員会 7 月定例総会議事録

令和 7 年 7 月 2 2 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 7 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 4 名、農地利用最適化推進委員 8 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 讓	ー	3 番	石原 剛	○
4 番	く山 睦士	○	5 番	く岡 恒男	○	6 番	森 啓二	○
7 番	石井 秀一	ー	8 番	小畑 忠司	○	9 番	湯口 貞明	○
1 0 番	糸川 桂市	○	1 1 番	藤田 幸治	○	1 2 番	安藤 健一	○
1 3 番	前谷 晃年	○	1 4 番	福岡 伸也	○	1 5 番	筒井 義朝	○
1 6 番	長堀 和行	○	1 7 番	金丸 喜正	○	1 8 番	松永 克喜	○
1 9 番	木下 一雄	○	2 0 番	浪越 久司	○	2 1 番	細川 高文	○
2 2 番	細川 未恵	○	2 3 番	平尾 美紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

5 番	新岡 寛士	○	9 番	山下 裕康	○	2 1 番	森 正典	○
3 3 番	三崎 幸則	○	4 6 番	十川 精演	ー	5 1 番	白井 功一	○
5 7 番	組橋 祐児	○	6 1 番	安藤 徹雄	○			

2. 署名委員

6 番 森 啓二
1 7 番 金丸 喜正

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 十鳥 武志
事務局 次長 藤原 卓司
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地通知の件について
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後1時30分】

事務局長 ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会7月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。梅雨明けし大変暑い日が続く中、大変お忙しい中大勢の委員に出席をいただきましてありがとうございます。先日、選挙が行われましたが、これから先日本がどういった方向に向かうかを決定する大きな分岐点でございました。我々は農業委員として農業に関して引き続き真摯に、より一層向き合っていく必要がございますので今後ともよろしくお願ひしたいと思います。また、8月に入りますといよいよ農地パトロールが始まります。炎天下でありますので、農地パトロールにつきましては比較的涼しい朝と夜に回数をこなして、担当の農地を見ていただき状況把握に努めていただけたらと思います。本日の議案は多くありませんが、担当委員による説明は多いようですので議案進行がスムーズにできますよう皆様のご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。会議の開催にあたり、本日は3番 石原剛 委員、7番 石井 秀一 委員、13番 前谷 晃年 委員、18番 松永 克喜 委員、22番 細川 未恵 委員、24番 山岡正士 委員からあらかじめ欠席の連絡をいただいております。ただ今の出席委員は17名で定足数に達しており、会議は成立いたしますのでご報告申し上げます。なお、恐縮ですが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては会議中電源を切る、またはマナーモードに設定するようお願いいたします。また、本日も出席いただいております推進委員につきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上議事進行にご協力をお願いいたします。それでは総会会議規則第6条の規定により、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議 長 ただ今から、三豊市農業委員会6月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは11番 藤田 幸治 委員と21番 細川高文 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりでございます。それではこれより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号11号を朗読 〕

以上11件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何

かご意見ご質問ございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の11件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

〔 議案第3号 番号1号から番号11号を朗読 〕

以上11件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号1号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は今後耕作する予定はなく、申請地は譲受人の住宅と隣接していることもあり、無償での所有権移転の申請となりました。

番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は知人であり、譲受人が耕作をおこなうということで有償での所有権移転の申請となりました。何ら問題はないと思われるので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

1 1 番 番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。特に水利等の問題ありませんので、何ら問題はないと思われます。よろしく願いいたします。

2 番 番号4号について説明いたします。こちらの申請地については、譲渡人が体力の低下により農業を廃止することから譲受人に譲渡するため今回の申請となりました。何ら問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

1 4 番 番号5号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は県外在住で以前住んでいた住宅とその住宅の裏にある農地の売却を検討していました。そこで、譲受人が新しい住宅を構えたいということで、農地と宅地の両方を購入するという形でまとまりました。譲受人は会社員ですが、果樹を栽培しているということで何ら問題ないと思われます。審議の程よろしく願いいたします。
番号6号について説明いたします。譲渡人は高齢のため、農地の売却先を探していたところ、譲受人と話がまとまりました。譲受人は水稻栽培をおこなっているため土地を有効に利用できると思われます。ご審議の程よろしく願いいたします。

1 5 番 番号7号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人は県外在住ですが、今後三豊市に移住予定です。申請地は現在何も作られていませんが、今後は家庭菜園として野菜を作る予定にしているそうです。ご審議の程よろしく願いいたします。

1 6 番 番号8号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は数年前から体調を崩し、農地の売却先を探していました。譲受人は兼業農家で野菜を作っており、経営規模の拡大を考えていたところ現在所有している農地の近辺であったため、譲渡人の話を聞き今回の申請となりました。周囲の農地にも影響なく問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

1 7 番 番号9号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人が農業を廃止するため、譲受人に所有権移転の話があったと聞いております。現状は、譲受人が耕作をして管理をしていたため特に問題はないと思われます。
番号10号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地の地目は畑で現在は家庭菜園として使用しており今後も継続していくということで、今回の申請となりました。ご審議よろしく願いいたします。

2 0 番 番号11号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人の自宅の側に申請地があったことから今回の申請にいたりました。譲受人は新規就農ということで農業をこれから始めるようです。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

5 番 番号5号について質問いたします。経営面積が記載されていないにもかかわらず経営規模の拡大となっているのですが、新規就農ではないのでしょうか。説明をお願いします。

事 務 局 質問にお答えします。申請番号5番については、経営規模の拡大ではなく、新規就農に訂正させていただきます。

議 長 事務局の方から、新規就農に訂正するというごさいますのでよろしく願いしたいと思われます。他にはごさいませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようごさいますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号についてご異議ごさいませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号につきましては許可することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。12ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

[議案第4号 番号1号から番号8号を朗読]

番号5号と番号6号と番号8号は第1種農地であり、その他は第2種農地となっています。以上8件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

9 番 番号5号について説明いたします。太陽光発電の支柱の一部増設のため今回の申請となりました。地図を見ても分かるように近隣農地への影響はないと思われますのでご審議お願いいたします。

1 4 番 番号7号について説明いたします。申請人は農業者で10年以上従事しており農業機械などの格納庫として既に使用しており今回申請されました。今後も規模拡大の見込みがあり、農業機械も大型化すると考えられるため必要だと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。	9 番	番号5号について説明いたします。周辺は建設会社の資材置場や譲受人の倉庫が建っており、それらに挟まれていることから隣接の敷地もなく周辺への影響もないと考えられますので、問題はないと思われま
一 同	[なしの声あり]		
議 長	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号をお諮りします。ご異議ございませんか。	1 1 番	番号6号について説明いたします。譲受人は太陽光発電を開始したいということで申請にいたしました。この申請については地元の了解も得て、水利や土地改良の問題はないということです。また、申請地から半径150m以内の場所に案内を出し説明会を開き、そこでも了解を得られたそうです。太陽光パネルの向きは南向きになりますが、住宅は離れているので特に問題ないと思います。パワーコンディショナーの設置場所については騒音のため、住宅から離れて設置してもらうようにしているそうです。
一 同	[異議なしの声あり]		
議 長	ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。15ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。		番号7号について説明いたします。申請地は以前まで家電製品を設置していたそうですが、今は空き地となっております。番号8号について説明いたします。譲受人は駐車場として活用する
事 務 局	議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。	1 2 番	番号9号、番号10号について説明いたします。譲受人は土木建設業をおこなっており、以前より工事を進めてきましたが土砂搬入が計画通りいかず、工事完了日までの終了が難しい状況になったため今回期間の延長を申請したようです。土地所有者、隣接関係者、水利関係者の同意も得ており現地を確認しましたが、適切に維持管理できています。造成後は家屋等の売買を予定しているようです。周辺の影響もなく問題ないと思いますのでよろしくお願
	[議案第5号 番号1号から番号21号を朗読]		
	番号2号と番号3号と番号13号は第1種農地であり、番号8号と番号18号と番号19号は市街地化の進む第3種農地にあたり、その他は第2種農地になります。以上21件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。	2 番	番号11号について説明いたします。前回許可をいただいていた時とは目的が変更となり、今回は宿泊施設を建てるため再申請となりました。前回も承認されており何の問題もないと思います。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。		番号12号について説明いたします。番号9号と番号10号と同様な申請であり、何の問題もないと思いますのでご承認をお願いします。
6 番	番号1号について説明いたします。譲受人が資材置場を探していたところ譲渡人の空き地の話を聞き、話がまとまったそうです。譲渡人が所有している土地は草刈りを定期的におこなって適正に管理はできているため問題はないと思います。	1 6 番	番号13号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は親戚です。譲受人は大型ダンプを使った個人営業をしており、業務拡大のため露天駐車場が必要と考えて譲受人の住宅近くの申請地を譲って欲しいと相談し話がまとまりました。現地を確認しますと、一部が既に造成され大型ダンプとトレーラーが止められておりました。露天駐車場として使用するという
	番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚になります。駐車場と資材置場として利用したいということで、現在も問題なく管理できていますので心配ないと思われま		す。番号15号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲渡人は高齢のため近くの不動産業者に農地の処分を依頼して
事 務 局	番号4号について説明いたします。譲受人は法人です。現在利用している駐車場の貸借契約が解除となるため、新たな駐車場の用地を探していたところ、事業所の隣の農地を持つ譲渡人と話がまとまり、今回の申請にいたしました。高齢者の送迎用の車及び事業所の来客用の駐車場として利用する予定です。周辺組合、土地改良の状況及び周辺環境への影響は少ないと思われま		す。現地を確認しますと耕作した形跡はありませんが、草刈りなどの管理は適切で、地元の水利組合の了解もできておりますので周辺の農地にも影響なく問題ないと思われま
	す。		す。番号16号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は個人

	と法人です。申請理由は、譲受人が経営する会社が建設機械を置く資材置場が手狭で離れたところに保管していたところ、盗難にあったということで防犯の観点からも現在の事務所に隣接している今回の申請地に事務所と倉庫を建設して、資材置場として利用するということです。現地を確認しますと、申請地と会社の資材置場は建設機械と車両で溢れておりました。申請地は以前から建てられていたビニールハウスの支柱が残っており、農地として使われた形跡はありませんでした。地元の水利組合の了解も得ており、周囲の農地にも影響を与えないと思いますご審議よろしく願いいたします。	事務局	質問にお答えします。結論から申し上げますと、別のところで問題が出ているという理由で、今回でてきている申請を却下することはできないと県より回答がございました。各担当委員からの説明があったように地元や水利組合等の同意があり、関連の書類がでてきているため事前の確認が十分にできていると判断し、そういった指導や却下はおこなわないとしています。
15番	番号14号について説明いたします。譲受人と譲渡人は他人ですが、譲受人は申請地の近くで自動車会社を経営しており、自動車の展示と車両置場を探していたところ、この申請地の近くに住んでいる譲渡人と話がまとまり今回の申請にいたりしました。現地を確認したところ、現在何も作られてない状況です。近隣農地の関係者や地元の水利組合の了解も得ています。ご審議の程よろしく願いいたします。	20番	今回の番号6号の譲受人の問題については、譲渡人に説明をして同意は得られているのでしょうか。
17番	番号18号について説明いたします。分譲住宅として利用するということで、問題点は全て確認済みで問題ないと思います。譲受人は、今回で2箇所目ということで譲渡人は特段心配しておらず、近隣の住宅とも問題になってない状況であるため問題ないという判断になっております。 番号19号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。地図を見てもらうと分かりますが申請地の周辺は譲受人の土地となっています。申請地周辺の所有権移転の時に、譲渡人にも所有権移転の話はきていたのですが、譲渡人の都合で所有権移転の日付をずらして欲しいということで今回の申請となりました。現状、譲渡人以外の土地は造成中です。近隣とは特に問題になっておりませんので問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。	11番	譲受人の問題については譲渡人には伝えておりませんのでご存知ではないと思います。
	番号20号について説明いたします。譲受人は、漁業体験や遊覧事業を展開している個人事業主に当たります。宿泊施設を建設できる用地を探していた譲受人と、市街在住で農地の処分を考えていた譲渡人との間で話がまとまり今回の申請にいたりしました。申請地は、海に近く体験活動がしやすく、また譲受人の自宅からの移動も容易であり転用した後の施設管理や設備機器の修理、保守も容易だと判断しました。地元の水利組合の了解も得ており周辺環境への影響はないものと思われしますので、ご審議よろしく願いいたします。	10番	問題を伝えていないというのは今後のトラブルにも繋がりますし、再生可能エネルギーの発電はこれからも増加していくと思うので、やはり何か対応をとるべきではないでしょうか。
事務局		議長	では、却下や指導ではなく譲渡人には前回の問題を指摘し、改善できる見込みがなければ今後も同様の事態が起きる可能性があるため、番号6号については一度保留として譲渡人の見解を待つということにしたいと思います。他にご質問ございませんか。
		一同	[なしの声あり]
		議長	ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号は保留とし、番号1から番号5号、番号7号から番号21号をお諮りします。ご異議ございませんか。
		一同	[異議なしの声あり]
		議長	ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号、番号7号から番号21号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。26ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。	事務局	議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。
10番	番号6号について質問いたします。申請地は違いますが番号6号と同じ譲受人が今回の申請と同様に太陽光発電のため申請して許可した案件があるのですが、譲受人は太陽光パネルから落ちる水の処理を改善せず何かと問題がありました。前回は質問しましたが、農業委員会としてはこういった譲受人の申請に対して指導したり却下したりはできないのでしょうか。		[議案第6号 番号1号を朗読]
			番号1号は第2種農地になります。以上1件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号をお諮りします。皆さんご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。27ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願いの件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号を朗読]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当すると判断されます。宜しくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

14番 番号1号について説明いたします。申請地を確認したところ、畑に囲まれており普通車が一台通れるスペースの農道でしたので非農地であることは間違いありません。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1号につきましては適当と認め、非農地証明書を交付することに決定いたします。次に進まさせていただきます。28ページをお開き

ください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第8号 番号1号から番号9号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

9番 番号1号について説明いたします。申請地を確認したところ山林化しており非農地が適当と思われれます。

番号2号について説明いたします。申請地は山の急傾斜に位置し、周辺の地目は既に山林となっており復旧は困難であると思えます。以上2件、よろしくお願ひいたします。

14番 番号3号について説明いたします。現状竹藪で、農地利用は不可能だと思えます。非農地が適当だと思えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

19番 番号4号について説明いたします。申請地を確認したところ山の中に位置しており、車がかろうじて進入できる程度で山林となっていました。

番号5号について説明いたします。同じく山の中ですが番号4号より高い所に位置してあるため荒れており車で進入は不可能でした。

番号6号について説明いたします。申請地は山の中で、荒れており農地としての利用は不可能です。よってこの3件は非農地が適当と思えます。

20番 番号7号について説明いたします。申請地へ向かいましたが車で進入はできず荒れており非農地が適当と思えます。周辺の地目は畑となっておりますがほぼ山林状態です。

番号8号について説明いたします。申請地は竹藪となっており農地としての利用は不可能と思えます。ご審議お願ひいたします。

21番 番号9号について説明いたします。申請地までの道は急で車も通れない状況で、耕作できる状態ではないため非農地が適当と思えます。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号9号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第8号「非農地通知の件について」の番号1号から番号9号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年度4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和7年8月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は195筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和7年8月から貸借開始となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」の195件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進ませさせていただきます。33ページを開けてください。議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。

[議案第10号 番号1号から番号7号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号7号についてをお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号7号については原案のとおり承認することといたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

許可日 令和7年2月7日
 申請人 (譲渡人) A
 (譲受人) B
 申請地 三豊市三野町 畑
 許可を受けた権利の種類 所有権移転
 転用目的 分譲住宅用地
 取消理由 転用計画の変更

議 長 _____

署名委員 _____

2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について (通知)

3. 農業委員会の適正な事務実施について

署名委員 _____

4. その他

(1) 7月定例総会について

日 時 令和7年7月22日 (火) 午後1時30分
 場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
7月7日 (月)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町:前谷 晃年	豊中町:長堀 和行
		詫間町:石原 剛	仁尾町:浪越 久司

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
7月10日 (木) 13時30分~	令和7年度農地利用最適化推進 活動研修会	みとよ未来創造館 3階ホール
8月末頃	農業委員会県外視察研修	高知県内

閉 会 【 午後 3時45分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。